

外国判例研究(第一回)

外国判例研究会
九州大学大学院法学府博士課程

川元, 主税
九州大学大学院法学府博士課程

<https://doi.org/10.15017/2200>

出版情報 : 法政研究. 67 (1), pp.277-296, 2000-08-10. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

外国判例研究（第一回）

外国判例研究会

Williams v. Natural Life Health Foods Ltd.

[1996] 1 B.C.L.C. 288; [1997] 1 B.C.L.C. 131;

[1998] 1 W.L.R. 830

誤った損益見積書を信頼してフランチャイズ契約を締結したために損失を被ったフランチャイジーが、フランチャイザーの代表取締役個人に対してネグリジェンス責任を追及した事例

川元 主 税

【事実の概要】

一九八〇年に健康食品の販売業を始めたYは、一九八三年にソールズベリで販売店を開き、一定の成功を収めた後、一九八六年までに有限会社「ナチュラル・ライフ健康食品会社」を設立した。Yはその全株式を事実上独占するとともに、代表取締役就いた。同社にはYの妻の他二人の従

業員がいたが、実質的にはYの一人会社であった。

一九八七年、ラグビー市で健康食品の販売会社を興すことを企図していた原告Xは、手持ちの資金では独立営業を始めるには不足することが判明したため、訴外コンサルタントの紹介を通じてナチュラル・ライフ社にコンタクトをとった。ナチュラル・ライフ社から交付されたフランチャイジー向けのパンフレットには、同社の仕入・販売網や指導力の優秀さを強調した勧誘文句が並び、創業者Yの経験と手腕が同社の躍進の源である旨の記述があった。しかし、実際には、ナチュラル・ライフ社にフランチャイジーとしての経験はないに等しく、同社のフランチャイズ・コンセプトを実証したとされるソールズベリ店はYの個人経営店であり、同社とは直接関係のない店舗であった。この事実を知らぬXは、ナチュラル・ライフ社との交渉を進め、同社はXの希望する開店候補地につき損益見積書を作成した。この作成にYは中心的役割を果たしたが、Xとの直接交渉には一貫して従業員があたり、XとYとが顔を合わせることはなかった。

パンフレットと見積書に満足したXは、同年五月、ナチュラル・ライフ社と期間一〇年のフランチャイズ契約を結び、店舗を借り入れて健康食品店をオープンした。とこ

ろが、実際の収益は見積書の数字を大きく下回り、一八ヶ月間で大幅な赤字を計上した末に、閉店に追い込まれてしまった。そこで一九九〇年、Xは、ナチュラル・ライフ社の過失に基づく損益見積りによって経済的損失を被ったとして、同社に対し損害賠償を請求した。そして一九九二年に同社が倒産したためYを共同被告に加え、その翌年の同社の解散以降はYのみを被告とした。

【判旨】

〈高等法院〉 Langley J.⁽¹⁾

ナチュラル・ライフ社は、フランチャイジー向けのパンフレットにおいて自らの卓越した経験・能力を謳い、原告Xが同社の提供する情報を信頼するであろうことを知っていたのであるから、Hedley Byrne 準則⁽²⁾によって、その経験・能力に基づいた正確な損益見積書を作成する合理的注意義務を負う。同社がこの注意義務に違反したことは明らかであり、Xに対してネグリジエンス責任を負う。

しかし、取締役は、単に会社を支配していたというだけで有限責任の利益を奪われ、会社の不法行為について個人責任を負わされることはない。取締役が責任を負うのは、会社の不法行為ではなく、取締役自身の犯した不法行為に

ついてのみであり、それは取締役自身が不法行為をなし、あるいは指示を出した場合、または、取締役が個人的に責任の引受をなした場合、のいずれかに限られる。

本件Yは、たしかにXと直接交渉することはなかったが、パンフレット上で自己の個人経営店をナチュラル・ライフ社の指導力の証とし、さらに、少なくとも最終的認可という形で損益見積書の作成に主要な役割を果たした。このことから、Yは自己の経験・能力に基づいた合理的な見積書を作成する注意義務を引受けたとみなされ、Xに対してネグリジエンスに基づく賠償責任を負う。

原告勝訴。被告YにXの被った損害の賠償と利息および訴訟費用の支払を命ずる。

〈控訴院〉 Hirst L.J.; Waite L.J.; Sir Patrick Russell⁽³⁾

取締役は会社の活動に際してなされた不法行為につき個人責任を負わない、というのが原則である。特に、一人会社の取締役に会社法人格による有限責任の利益を奪って個人責任を負わせるには、十分な慎重さが要求される。とはいえ、会社のためになされた過失不実表示について取締役が個人責任を引受けたとみなされる特別の状況がある場合には、たとえ一人会社であっても、取締役はその責任を負

わねばならない。このとき、取締役と相手方との間の直接的交渉関係は必要ではない。

Yが本件フランチャイズ契約交渉の背後で一貫して重要な役割を果たしていたこと、および契約の目的である健康食品店経営のノウハウ提供が、パンフレットに記載のある通り、専らY個人の経験・能力に基づくものであったこと、以上から本件では例外的に、Yによる個人責任の引受を認めることができる。

(反対意見—Sir Patrick Russell) 本件のような小規模な会社では、会社業務に必要な技能や経験を取締役個人が担っているのがむしろ通常である。また、見積書の作成にY自身が関わったからといって、会社取締役としての地位を越えて個人的な責任引受をしたとみなすことはできない。二対一の多数でYの控訴棄却。

〈貴族院〉 Goff L.J.; Steyn L.J.; Hoffmann L.J.; Clyde L. J.; Hutton L.J.⁽⁴⁾

(1) Hedley Byrne 準則は、過失不実表示だけでなく、過失に基づく役務提供によって生じた経済的損失についても拡張適用される。

(2) 会社の取締役個人責任を負わせるためには、取締役

による責任の引受によって原告との間に特別関係が生じたことが必要である。この責任引受の有無は、取締役の主観ではなく、原告との取引過程の中で取締役のなした言動や、取締役のためになされた言動をもとに、当該事件の諸事情に照らして客観的に考察されなければならない。

(3) さらに、原告が取締役による個人責任の引受を現実に信頼しただけでなく、そう信頼することが合理的であったことが必要である。

以上を本件に当てはめると、まず、会社運営は専らYが担い、Y個人の専門的経験・能力が会社の全てであったとしても、零細な一人会社で取締役が会社の中核となるのはむしろ当然であり、これだけではYが個人責任を引き受けたとみなすに足る特別関係があったとはいえない。また、XとYの間で個人的な交渉がなされた事実はなく、Yが個人責任を負うとXが信じ、かつ、そう信じたことが合理的であったことを示す証拠はなにもない。

全員一致で原審破棄、Yの上告認容、Xの請求棄却。

【解説】

一 はじめに

わが国では、取締役の第三者責任を規定する商法二六六条ノ三について、同条の責任は取締役の責任を加重する法定責任であり、その責任の範囲は直接損害と間接損害との両方を包含し、悪意・重過失は会社に対する取締役の任務懈怠について存すれば足りる、として取締役個人の賠償責任を広く認めた昭和四四年最高裁判決⁵⁾以来、法人格否認の法理の代替的機能を果たしているといわれるほど積極的に活用されてきており、第三者保護を重視する立場から学説の多くもこれを支持している⁶⁾。

また、近年多くの紛争が生じているフランチャイズ契約について、下級審は、フランチャイジーの募集に際して適正な情報を提供すべき信義則上の保護義務をフランチャイザーに課し、この義務に反して客観性・正確性を欠く収益見積をした場合には契約締結上の過失責任が生ずることを認めている⁷⁾。実際に契約締結上の過失の成立を認めた事案はまだ少なく⁸⁾、同過失に基づいて取締役に個人責任を課した事例は見あたらないが⁹⁾、取締役自身が欺瞞的な収益見積など不当な契約勧誘に深く関与している場合には、民法七〇九条ないし商法二六六条ノ三によって取締役の個人責任

を追及することは難しくないであろう。

イギリスにおいても、会社が業務遂行によって第三者に損害を与えた場合に、被害者が会社の代わりに、あるいは会社と並んで、取締役個人や被用者に対する不法行為責任を追及する事例は多い。そのなかには、無権代理や免責条項の存在などによって会社自体の責任を追及できないためである場合もあるが¹⁰⁾、多くは被告会社に十分な資力がなく、ときには既に倒産してしまっており、実質的な救済を得るためには取締役個人の財産に的を絞るしかないケースである。本件は、こうした状況が特に生じやすい、会社の株式と経営実権を代表取締役が独占する小規模な一人会社 (one-man company) について、ネグリジェンスによる経済的損失を被った第三者が取締役個人に損害賠償を請求できる場合を、貴族院が制限的に解した判例である。

二 取締役の第三者に対する不法行為責任

法人の本質論について擬制説をとるイギリスでは¹¹⁾、取締役は会社の業務執行に関して会社の代理人として取り扱われ、取締役のなした行為の結果の帰属は、代理に関する一般準則に従って決せられる。代理理論によれば、代理人が不法行為によって他人に損害を与えた場合、第一次的には

代理人自身が不法行為責任を負い、それが代理権限内の行為であれば、使用者責任 (vicarious liability) の原則によつて本人もまた責任を負う⁽¹²⁾。これに従えば、会社業務の執行に付随して不法行為を犯した取締役本人は、会社のために行爲したことを理由に不法行為責任を免れることはできないことになる。しかし反対に、本人がなした不法行為については代理人が責任を負う理由はなく、したがつて取締役も、会社が不法行為責任を負う場合でも、単に取締役であるというだけで責任を課されることはない。

以上の原則は早くから判例によつて確認されており、最初の権威ある判決である Rainham 事件⁽¹³⁾において貴族院は、たとえ会社を独占的・排他的に支配している取締役であっても、それだけで個人責任を負わされることはなく、取締役自身が不法行為を犯したと言いうることが必要であり、そのためには取締役が当該不法行為を明示的に指示したことが必要であるとした。その後、裁判所は、不法行為の指示は黙示的でも足りるとしたのを皮切りに要件の拡充を図り⁽¹⁴⁾、取締役が個人責任を負うのは、自らが行為をなす場合の他、他人に不法行為をなすことを命じ、または他人にそれらの行為をなす権限を与えた場合と定式化するに至つた⁽¹⁵⁾。本件の各裁判所の判決は、一人会社における取締役の個

人責任を「責任引受」の要件によつてコントロールしようとしている点では共通しており、貴族院と下級審との結論の相違は、一見したところ、原告の被つた損害に対する被告取締役の関与が、個人責任を引受けたとみなさなれても仕方がない程度に大きなものであつたかという事実評価の違いに起因するにすぎないようにみえる。しかし、不法行為法と会社法との関係、および責任引受概念の理解は裁判所ごとに異なつており、それによる理論構成の食い違いが論点の所在を曖昧にし、議論の複雑化を招いていると思われる。

高等法院は、「不法行為を自らなし、他人に命じ、または権限を与えたこと」を取締役の第三者責任の要件とする従来の判例理論の上に立ち、純粹經濟損失のネグリジェンスに関する本件では、その要件充足のために Hedley Byrne 準則の責任引受による原告と取締役の間の特別関係が必要とする。ここでは、本件は専ら不法行為の問題と捉えられており、被告が取締役であることは責任引受の有無の判断要素の一つとして関わってくるにすぎない。もっとも、Hedley Byrne 準則を事実の表示だけでなく収益予測などにも拡張した Esso v. Mardon 事件⁽¹⁶⁾は引用しているが、後述の Henderson 判決⁽¹⁷⁾にはまったく言及しておらず、

本件への Hedley Byrne 準則の適用にはもう一段の拡張が必要であることが見逃されている。

控訴院は高等法院と対照的に、本件は第一に会社法のルール、すなわち Salomon 事件⁽¹⁸⁾で確立された会社法人格の法理が適用され、不法行為法の個人責任の原則も修正的に働きはするが、それはあくまで例外的な場合に限られるとする。⁽¹⁹⁾「(過失不実表示について取締役が個人責任を負う場合を厳しく制限しないならば)被表示者は、有限責任原則が事業活動を法人化した者に与えるはずの保護を無効化する」⁽²⁰⁾ことになり、「有限責任の重要性に鑑みて、会社取締役は、事案を通常とは異なるものとする特別の事情が原告によって立証された場合にのみ、会社の過失不実表示について個人責任を負わされる」⁽²¹⁾。そして、責任引受の存在こそ特別事情であるとするが、それは Hedley Byrne 準則の適用というよりも、個人的には不法行為責任を負わないのが原則の取締役に例外的に責任を課するための特別の要件という位置づけになる。

これに対し貴族院は、再び本件を不法行為法の枠組みのなかに引き戻そうとする。すなわち、Henderson 判決の引用によって、Hedley Byrne 準則は言説に限定されず本件のような役務の提供によって経済的損失が生じた場合に

も適用されることを確認し、本件が経済的損失に対するネグリジェンスの事案であることを明確にする。しかし、会社法との関係、特に取締役個人の不法行為責任を認めることと法人格の独立性とがどのように関連するのかについては高等法院のような明快さはなく、控訴院の立場を継承しているのとれる部分もあり、そのために本件を法人格の剝奪に関する事案と捉える評釈もあるなど、⁽²²⁾議論の混乱を招いている。

本件判決をめぐる理論的混乱の原因は、控訴院と貴族院がニュージージーランドの Trevor Ivory 事件⁽²³⁾に強く依拠したことにある。同事案は、農薬の販売と助言を専門とする会社が過失によって顧客に損害を与えたケースであるが、やはり本件 Williams 事件と同じように取締役だけの一人会社であり、実際の業務には取締役本人があたり、会社の信用も取締役個人の技量と経験に基づくものであった。取締役が、果樹園を経営する原告の求めに応じて除草剤の撒布方法を教えた際に、果樹を薬剤から保護するために必要な措置について指示をするのを忘れた結果、雑草だけでなく果樹までも大量枯死するという重大な結果が生じた。そこで原告は、会社に対しては契約および不法行為に基づく損害賠償を請求し、さらに取締役個人に対しても不法行為責

任を追及した。ニュージーランド控訴院は、次のような理由で被告取締役の個人責任を否定した。すなわち、被告は会社の代理人としてではなく、会社の執行機関 (directing mind and will) として行為したのである。それゆえ、被告は会社と一体である (identification) とみなされ、被告の過失による助言は会社の行為であり、会社のみが責任を負う。被告に責任を課すには、被告が特に責任の引受をなしたことが必要であるが、会社を設立することによって被告は有限責任の享受を対外的に表明しているのであるから、このような責任引受は認められない。

Trevor Ivory 判決については賛否が分かれているが、²⁴⁾ Williams 事件に与えた負の影響からみても、その妥当性は疑問と言わざるをえない。第一に、取締役を会社の機関と捉え、取締役の行為は会社の行為であり、それが不法行為を構成する場合には会社が一次的に責任を負うという法人實在説的な考え方は、従来の判例理論と正面から抵触する。實在説をとる論拠としてニュージーランド控訴院は Tesco 事件の²⁵⁾ 貴族院判決を挙げているが、同事件で実際に貴族院が述べているのは、会社の刑事責任追求に必要な故意過失の要件は支配的役員らの主観的態様によって決定されるということにすぎない。すなわち、取締役の個人責

任の問題とは無関係であり、代理理論に立脚する判例通説からの逸脱を正当化する先例ではないのである。²⁶⁾

Williams 事件のなかで、この實在説的思考は控訴院だけでなく、貴族院における「本上訴の主たる問題は、フランチャイザー会社が過失に基づく助言を提供した結果個人責任を負うかどうかである」という Steyn 卿の陳述にも影を落としている。代理理論に立つ限り、会社の不法行為責任について取締役が責任を負わないのは当然であり、責任を負うのは、取締役自身の行為が不法行為を構成するときだけのはずである。そして、不法行為が成立すれば一次的に取締役が責任を負い、それに対して会社は使用者責任を負うのであって、責任のベクトルが逆向きでなければならぬ。²⁸⁾ Steyn 卿は、別の箇所で「本人が法人か自然人にかかわらず、本人のために行為する者は、本人に使用者責任を負わせ、あるいは責任を直接帰属させるだけでなく、個人的に不法行為責任を負うことがある」と²⁹⁾ 代理理論に立った正しい見解を示しているが、かえって理論的に一貫しない印象を与える結果となっている。

Trevor Ivory 判決の第二の問題点は、会社の有限責任原則を取締役の責任否定の論拠に用いていることである。

有限責任原則は、本来、会社の債務に対する株主の責任は出資額に限定されるというだけにすぎず、取締役の不法行為責任の制限を含むものではない。³⁰⁾ 会社や他の取締役の契約上および不法行為上の責任を別の取締役が負わないということは、代理理論の基本原則であって、有限責任の原則とは無関係である。したがって、Trevor Ivory 判決の影響を受けた Williams 事件の控訴院が言う、取締役の個人責任を認めれば有限責任原則が無効化されるという懸念は的はずれといわねばならない。かりに、取締役が会社業務の遂行中に犯した不法行為については責任を負わないとするならば、例えば営業中に自動車事故を起した取締役も責任を免れることになりかねないが、この場合には事故を起した取締役本人がネグリジエンス責任を負い、会社には使用者責任が課されることは明らかである。貴族院が正しく指摘するように、「問題は、会社の株主の責任が有限であることではなく、会社は取締役や被用者またはその他の代理人とは区別される独立の主体だということ」³¹⁾であり、この法人格の独立性が要求するのは、Hedley Byrne 準則の要件である特別関係が、会社と原告の間ではなく、取締役と原告との間に存在しなければならぬということにほかならない。

このように、オーソドックスな代理理論のアプローチをとる限り、取締役自身の不法行為責任を認めてもならぬ会社法人格の独立性や有限責任の原則との抵触は生じず、したがって法人格の剝奪の問題とも無関係である。真の論点は、被告の行為がネグリジエンスを構成するかどうかに尽き、ただ本件は経済的損失という現在特に議論の多い事案類型に属する点に特色を有するのである。被告が会社取締役であることから会社法との関係で特別の扱いが必要であるとすれば、それは企業と投機の促進を目指す会社法の精神³²⁾との調整という法政策の次元の考慮によるものであって、それは例えば公共機関に対する不法行為訴訟などで生ずる議論と本質的に異なる³³⁾ところはない。

以上の理解に立てば、Trevor Ivory 判決のはらむもう一つの問題点が浮かび上がってくる。すなわち、ニュージールランド控訴院は、被告取締役が個人責任を負わせるには責任引受が必要だとしているが、原告の被ったのが果樹の枯死という物理的損害だったことからすれば、これは物理的損害と経済的損失を峻別する先例の立場と抵触するといわざるをえない。判事の一人は、取締役が助言だけでなく、自ら除草剤を散布したのであれば個人責任が認められたらと述べているが³⁴⁾、物理的損害の場合、その原因

が行為であるか言説であるかにかかわらず Donoghue 準則⁽³⁵⁾が適用されることは、つとに判例によって確立された原則であり、⁽³⁶⁾「経済的損失に関する Hedley Byrne 準則の責任引受という要件は必要なかったはずである。

同じことは Williams 事件の控訴院と貴族院が依拠したもう一つの先例であるイギリス高等法院の Fairline 事件⁽³⁷⁾についてもあてはまる。このケースは、冷凍肉類の寄託契約を締結した倉庫会社の取締役が、庫外から冷凍機の作動音を確かめるだけで満足し、本来必要な温度計を用いた室温測定をしなかったために、冷凍機から倉庫内に冷気を送るファンの凍結が見過ごされ、その結果、庫内の肉類が解凍して商品価値がなくなってしまったという事案である。

Williams 事件と同じように、訴訟時には倉庫会社が既に清算過程にあつたため、原告の賠償請求は取締役個人に対してなされたが、高等法院は、寄託契約の内容確認書や保管料の請求書に、会社の便箋ではなく被告本人の名前がレターヘッドに印刷された便箋が用いられていたことから、被告は原告に対し個人的に注意義務を負っていたとみなされるとして、同義務違反によるネグリジェンス責任を認められた。しかし、この事件も明らかに行為による物理的損害に關するものであって、Donoghue 準則が直接適用されるべ

きケースにはかならない。したがって、個人的な便箋の使用による注意義務の引受などを問題とすることなく、通常の隣人原則に従って取締役の責任を認めるべきケースであつたはずである。

このように、一人会社の取締役に対する個人責任の追及という点では共通するものの、経済的損失のケースである Williams 事件とは事案類型が異なり、しかも従来の判例理論と調和しない事案を先例として引用したことによって、控訴院のみならず貴族院でも、あたかも会社取締役のネグリジェンスが通常とは異なった扱いを受ける特殊な不法行為領域をなすかのような誤った印象が生じている。しかし、会社の取締役が被告であろうとも、物理的損害か経済的損失かという区別が考察の前提である一般的な不法行為法理にしたがって処理されることに変わりはない。ただでさえ錯綜しがちなネグリジェンスの議論をする上で、この点は明確にしておく必要がある。

三 経済的損失に対するネグリジェンス責任

Donoghue 事件の Atkin 卿によって契約から独立した訴訟原因として確立されたネグリジェンスは、当初は物理的損害に救済対象を限られていたが、Hedley Byrne 判決

が経済的損失への拡張を認めたことによって保護範囲の著しい拡大が決定づけられた。「責任引受」を中心概念とした特別関係の存在を要件として、言説による経済的損失の救済を認める Hedley Byrne 準則は、さらに九〇年代の一連の貴族院判決によって、既存の不法行為類型の包摂と、⁽³⁸⁾ 伝統的な契約法の領域への浸透という二つの方向で拡張が進められた。⁽³⁹⁾ そのなかでも最も重要なのは、後者の流れに属する Henderson 事件⁽⁴⁰⁾ であり、そこで貴族院は次のような命題を定立した。

- ① 当事者間に契約上の注意義務が存在したことは、不法行為法上の義務の成立を妨げず、原告はどちらの責任を追及するか任意に選択できる。
- ② 経済的損失に関する Hedley Byrne 準則は、言説だけでなく役務の提供にも適用される。
- ③ Hedley Byrne 準則の核心をなす責任引受の有無は、客観的に判断されなければならない。
- ④ ひとたび Hedley Byrne 準則の適用が認められれば、それ以上に「公平、公正および合理的 (fair, just and reasonable)」かどうかという考察は必要ない。
- ⑤ 被告が責任引受をなしたことに對する原告の信頼が必要である。

Williams 事件では、貴族院自らの Henderson 判決を承認して動搖のあった貴族院の立場を明確にしたが、責任引受を中心とした Hedley Byrne 準則に以前から向けられていた有力な批判⁽⁴¹⁾ に対しては、それらは「誇張」であり、「一貫性は時として實際上の正義に道を譲らねばならない」⁽⁴²⁾ としか述べておらず、ネグリジェンス法の今後の動向を決定する貴族院判決としては、いささか不満の残る内容となっている。

まず、①の契約責任と不法行為責任との競合 (concurrent liability) についてであるが、約因と契約関係の法理によって契約法の保護範囲が嚴格に限定されてきたイギリス法においては、不法行為法責任の拡張はそのギャップを埋めるための方策という色彩が強く、⁽⁴³⁾ わが国のような、法的性質の異なる複数の請求権の構成要件が充足される場合の規範調整という意味での請求権競合問題が起こることはそれほど多くない。当事者間に直接の契約関係が存在する場合には、裁判所は契約責任と並んで不法行為責任を認めることに消極的であるともいわれ、⁽⁴⁴⁾ むしろ、契約関係を背景にもつ不法行為の場合に、不法行為規範がその契約関係によってどのような修正を受けるかという方向で議論が展開⁽⁴⁵⁾ されている。Williams 事件では、直接の契約関係に立

つのは原告と会社であつて、被告である取締役との関係では契約責任は問題となつていないために、責任競合についての新たな見解は示されなかつたが、取締役の個人責任の追及が、原告・会社間の契約上のリスク配分の潜脱を目的としているような場合には、取締役の注意義務を否定して不法行為法の濫用を阻止すべきであるという議論が生じよう。また、契約関係の法理を廃止した一九九九年契約（第三者の権利）法によつて、会社と顧客との契約に含まれる取締役や被用者のための免責条項の効力を、取締役や被用者自ら主張できるようになつたことも指摘しておきたい。⁽⁴⁶⁾

次に②の Hedley Byrne 準則の役務への拡張は、行為による経済的損失という最後まで残されていたネグリジェンス法の空白を埋めるものであり、これによつて経済的損失の事案は同準則によつて包括的にカバーされるようになった。しかし、④で「公平、公正および合理的」の要件を廃止して、判断基準を責任引受に一元化するという方法をとつたことが妥当であつたのかにはなお議論の余地がある。Hedley Byrne 準則の責任引受という要件は、学説だけでなく貴族院もかつて「責任の基準としては役に立たないか、あるいは現実にそぐわない」とか、「せいぜい、多様を極める事実状況に貼りつけられるラベル、ないし事実状況を

描写する表現にすぎない」として懐疑的態度を見せていた概念であるが、これらの批判の核心は、責任引受が真の判決理由を覆い隠すフィクションにすぎないということにある。すなわち、明示的に責任の引受がなされるケースなどは現実には稀で、ほとんどは黙示の責任引受を裁判所が認定するという形になるが、その認定の基準は不明確の一語に尽き、むしろ裁判所は、何らかの別の理由から被告に注意義務を課すべきか否かを判断し、その結論の正当化のために責任引受があつたとかかなかつたとか、後付け的に言っているにすぎないのではないかという疑念である。

③で責任引受の有無は客観的な判断によることが強調されたのは、こうした批判への配慮であり、Williams 事件の Steyn 卿も「客観的基準とは、原告との取引過程における被告自身の言動、ないし被告のためになされた言動に焦点をあてることである」として客観的判断の必要性を確認している。⁽⁴⁸⁾しかし、実際の判断の指針は、「一線を越えたか (cross the line)」という甚だ抽象的な言葉で示されているにすぎず、基準の明確化につながっているとは言い難い。Williams 事件で責任引受を否定する第一の理由に挙げられている原告と被告との間に直接的な取引・交渉が行われなかつたことは、決定的要因ではなく、せいぜい判

断資料の一つでしかないであろう。また、責任引受が認められる具体的状況としては、控訴院の反対意見⁽⁵¹⁾と同じようにFairline事件が念頭におかれているようであるが、Fairline事件は明示的な責任引受があった例外的なケースであり、⁽⁵²⁾それを基準とするならば、事実上、取締役の個人責任はほとんど常に否定されるというに等しい。実際、Williams事件において被告が損益見積書の作成に果たした重要な役割でもまだ黙示の責任引受には足りないとするば、もはや黙示的責任引受が認められる余地はほとんど残らないのではないかと思われる。

最後の信頼要件については、従来曖昧さが指摘されていた⁽⁵³⁾両要件の関係を整理し、信頼は責任引受と損害との因果関係に関わる二次的要件であることを明らかにした点で重要である。Williams事件では、その前提である責任引受が否定されたため厳密には傍論となるが、Steyn卿はカナダの二つの最高裁判決⁽⁵⁴⁾を採用して、事実上の信頼があったことだけではなく、その信頼が合理的であることをも要求するとともに、単に被告の技能と注意 (skill and care) への信頼で足りるとすれば被告に品質保証を課すことにな⁽⁵⁵⁾ることから、被告が責任引受をなしたことに對する信頼でなければならぬことを明らかにした。ただし、この信頼

要件についても具体的な判断基準は存在せず、批判説のいうように、責任引受の認定のなかに被告に責任を課すべきか否かという最終的な結論が既に含まれているとするならば、責任の否定・制限要因として有効に機能するかどうかは疑問である。

このように、責任引受と信頼の要件が判断基準としてはいまだ明確性を欠いており、事案ごと裁判官ごとで理解の異なりうる、内容の乏しい概念であることは否定できず、裁判官の実質的な判断理由を覆い隠す役割を果たしているという学説の批判は十分根拠のあるものである。本件でも、なぜ一人会社の取締役を不法行為責任からかくも手厚く保護しなければならぬのかという肝心の「実際上の正義」の問題が、責任引受の概念の背後に埋もれてしまっているため、むしろHenderson事件との一貫性に実際上の正義が道を譲ったのではないかという批判が向けられるのもやむをえないところである。⁽⁵⁶⁾小規模な個人企業の保護育成という法政策的配慮が働いていることは間違いないが、本件では訴訟提起者の範囲も賠償額の程度も取締役には予測可能であつて不確定性という要素は存在しないから、いわゆる水門論の問題は生じない⁽⁵⁷⁾し、取締役に不法行為責任を課せば企業活動を萎縮させるという懸念も実証的な根拠のあ

るものではなく、むしろ責任の制限は役務水準の低下につながるという議論も可能である⁽⁵⁸⁾。小規模な会社では銀行等からの融資を取締役が個人保証させられるのが通例であることを考えれば、取締役の不法行為責任からの保護を認めないと会社の存在意義そのものの否定につながる⁽⁶⁰⁾とも言い難いであろう。さらに、法人格の濫用による弊害もまた指摘されているところであり⁽⁶¹⁾、一律に取締役の不法行為責任を制限することには疑問が残る。責任引受の概念を用いるのであれば、会社の規模や取引の内容・種類、原告が事業者か一般消費者に近い者かなど、より具体的な、きめ細かい基準によってその内容を明確にし、説得力ある要件に高めていく必要があるだろう⁽⁶²⁾。

四 本判決の影響

小規模会社の取締役に安堵の溜息をつかせたといわれる⁽⁶³⁾ Williams 事件の貴族院判決以降、同判決に依拠して経済的損失に対する会社の取締役や被用者のネグリジェンス責任を否定する判決は既にくつか出されている。そのうちの1つ Hale v. Guildarch⁽⁶⁴⁾は、顧客からローンのアドバイスを求められた金融コンサルタント会社の取締役らが、公債の購入と組合わせた借入プランを作成し、顧客はそれを

採用して融資を受けたが、実際には公債の購入額が小さすぎて利息をまかなうには不足したために返済計画が破綻したという事案である。コンサルタント会社は既に解散しており、責任保険にも加入していなかったため、顧客は取締役ら個人に対してネグリジェンス責任を追及したが、高等法院は、取締役らが借入プランを提示する際に「自分の父親にでも勧められる」と発言したことは、責任引受にはあたらなないとして請求を認めなかった。

また、より最近の Standard Chartered Bank 事件⁽⁶⁵⁾は、Williams 事件の準則をネグリジェンスだけでなく、他の不法行為類型にも拡張した判例として注目に値する。この事件では、虚偽の船積日を記載した船荷証券を真正なものと誤信して荷送人に信用状にもとづく支払をなした銀行が、船主や荷送人だけでなく、事件の中心的役割を果たした荷送人の取締役個人に対しても詐欺にもとづく損害賠償を請求した。控訴院は、被告取締役が、船荷証券が虚偽記載を含み、かつ原告銀行がそれを信頼することを知らながら交付したことを認めただうえで、原告に対する責任引受の不在を理由に原審を覆して個人責任を否定した。すなわち、取締役の個人責任を問うためには、その行為が詐欺の一般要件を満たすだけでは足りず、さらに責任引受という特

別の要件が上乗せされるわけであり、Williams 事件の控訴院判決の見解を不法行為一般にまで拡張したものと見える。しかも、責任引受の有無の判断基準としては、原告に對して個人責任を引受けたことを直接または間接的に原告に伝えたかどうかが重要であるとしており、この方向で進めば、実際に取締役個人の不法行為責任が認められるケースはほとんどなくなってしまいうだろう。

ところで、イギリスと興味深い対照をなす判決が、同時にカナダで出されている。連邦政府の委託業者の指名を受けるために、ライバル企業からエンジニアを大量に引き抜いた企業の取締役が、相手企業から個人責任を波及された Valcom 事件⁽⁶⁶⁾である。オンタリオ控訴院は、不法行為に自ら関与し、または指示した取締役は、たとえそれが通常の会社業務の遂行にすぎず、かつ会社の利益のためになされたものであっても個人責任を免れないとして、原告企業のエンジニアらに信認上の義務違反をさせたことに對する取締役らの不法行為責任を認めた。すなわち、Williams 事件とは正反対の結論をとったわけであるが、現在上告されており、Williams 判決への言及が必至とみられるカナダ最高裁がどちらのアプローチを承認するのか注目される。

会社の取締役の事案とは離れた経済的損失に対するネグリジェンス責任一般についても、Williams 事件の影響は大きい。たとえば、重度の難読症であることが学校卒業後に判明した児童が、教育委員会から学校に派遣されていた教育心理学者に對し、在学中に適切な検査を施さなかったことについてのネグリジェンス責任を追及した Phelps 事件⁽⁶⁷⁾では、損失の金銭的算定の困難さは賠償責任を否定する理由とはならないとしながら、責任引受がなかったとして結局は請求を棄却している。

こうしたネグリジェンス責任の認定に對する裁判所の慎重な態度は、近年の専門家責任の議論の高まりと興味深い対照をなしている。Anns 事件⁽⁶⁸⁾における Wilberforth 卿の二段階基準説を否定した Murphy 事件⁽⁶⁹⁾以降、貴族院は先例によって確立されてきた事件ごとの類似性を重視して漸進的に発展させていくという伝統的なアプローチへ回帰し、拡大しすぎたネグリジェンスの成立範囲を縮小させつつあるといわれているが、Williams 事件は、専門家のネグリジェンス責任の成立可能性を一般論としては広く認めながら、実際に責任を課すことには消極的という、特に上級審に顕著な傾向を固定化する役割を担いつつあるように思われる⁽⁷⁰⁾。このような流れは、急増している不動産鑑定人によ

る担保価値の過大評価のケースで、寄与過失法理の再定義とその積極的活用によって評価人・鑑定人の責任を大幅に縮減している近年の一連の判例にもみることができ⁽⁷¹⁾。しかし、その一方ではソリシターの責任は著しく拡張されており、⁽⁷²⁾ネグリジエンス法が全体としてどの方向に進もうとしているのかはなお明らかではない。しかし問題は、ネグリジエンス法の縮小傾向そのものにあるのではなく、判例の展開が一貫性・統一性を欠いていることにあり、その大きな原因は、上級審が内容の不明確な概念の操作に終始して実質的な判断理由を示そうとせず、事件ごとのアドホックな解決に終わらせてしまいがちであることにある。これからますます増加することが必至な経済的損失をめぐるネグリジエンス訴訟を責任引受の概念によってコントロールすることを決定したHenderson事件およびWilliams事件が、契約法と不法行為の境界が流動化するなかで今後どのように展開ないし超克されていくのか、イギリスのネグリジエンス法はいま大きな節目を迎えている。

- (1) [1996] 1 B.C.L.C. 288.
 (2) Hedley Byrne & Co Ltd v. Heller & Partners Ltd

[1964] A.C. 465.

- (3) [1997] 1 B.C.L.C. 131.
 (4) [1998] 1 W.L.R. 830.
 (5) 最大判昭四四年一月二六日 民集二三卷一一号二一五〇頁。
 (6) 文献は多数にのぼるが、一例として、加美和照「会社法人格否認の法理と商法二六六条ノ三の責任」判タ九一七号一二四頁（一九九六年）。
 (7) 大阪地判平七年八月二五日判タ九〇二号一二三頁。
 (8) 京都地判平三年一〇月一日判タ七七四号二〇八頁。
 (9) 違法勧誘が会社ぐるみの詐欺と認定される場合に取締役の不法行為責任を認めたものに、福岡地判平成六年二月一八日判タ八七七号二五〇頁、水戸地判平成七年二月二一日判タ八七六号二一七頁。
 (10) *e.g.* Armagas Ltd v. Mundogas SA [1985] Lloyd's Rep. (H.L.); Adler v. Dickson [1955] 1 Q.B. 158.
 (11) Pollock, "Theory of Corporation in Common Law", 27 L.Q.R. 219. ただし、すべての学説が法人擬制説を支持するわけではなく、實在説をとる有力学説も存在することにつき、本間輝雄『英米会社法の基礎理論』（有斐閣 一九八六年）第一章を参照。
 (12) G. H. L. Fridman, *The Law of Agency* (6 ed. 1990) at 296.
 (13) Rainham Chemical Works Ltd v. Belvedere Fish

Guano Co Ltd [1921] 2 A.C. 465. 爆薬の材料の製造会社が、製品を引火性物質の近くに保管していたために爆発事故が発生し、隣接する建物に損害を与えた。会社が Rylands v. Fletcher 準則による厳格責任を負うことは明らかであったが、さらに独占的に会社を支配している取締役個人にも責任を負わせうるかが争われ、貴族院は、取締役による明示的な不法行為の指示がなかったことを理由にこれを否定した（ただし、土地所有者としての責任を肯定）。

(14) Performing Right Society Ltd v. Caryl Theatrical Syndicate Ltd [1924] 1 K.B. 1 at 14 *per* Atkin L.J. (著作権侵害 infringement のケース)。

(15) Wah Tat Bank v. Chan Cheng Kuan [1975] All E.R. 257 (P.C.) (横領 conversion のケース); Mancetter Developments Ltd v. Garmanson Ltd [1986] 1 Q.B. 1212 (不動産毀損 waste のケース)。以上に対し「これでは一人会社ではほとんど常に取締役の個人責任を認めることになってしまおうとして、取締役が不法行為性を認識していたことを要求する判決も出されたが (White Horse Distillers Limited v. Gregson Associates Limited [1984] R.P.C. 61. at 91-92 *per* Nourse J. [商号商標等の欺瞞的表示 passing off のケース])、すでに、当該行為が不法行為となることについての取締役の悪意・重過失は、それを要件とする一部の不法行為類型でのみ必要であるにすぎず、取締役の責任の一般的要件ではないと修正された (C Evans & Sons Ltd v. Spritebrand Ltd

[1985] 1 W.L.R. 317 at 329 *per* Slade L.J. [著作権侵害 infringement のケース。ただし、本案判決ではなく、訴訟原因の不存在を理由とする請求却下の申立に対する決定])。

(16) Esso Petroleum Co Ltd v. Mardon [1976] Q.B. 801.
(17) Henderson v. Merrett Syndicates Ltd [1995] 2 A.C. 145. (ロイズ保険のネーム「出資するだけのアンダーライター」が、巨額の損害を被ったのはアンダーライティング・エージェント「ネームのために保険引受や再保険、保険金支払など実際の保険業務を代行する専門的アンダーライター」のネグリジエンスによるものだとして不法行為に基づく損害賠償を求めた事件で、貴族院は請求を認めた。)

(18) Salomon v. Salomon & Co. (1897) A.C. 22. 「ひとたび会社が適法に設立されれば、権利と責任がそれ自身に帰属する他のあらゆる独立の自然人 (independent person) と同じようにその会社を取り扱わねばならない。」 *per* Lord Halsbury at 30. 同事件の詳細については、加美和照「イギリス法における会社法人格の剝奪 (lifting of corporate veil) について」青山法学論集第五巻第一号（一九六三年）四六一—五〇頁参照。

(19) R. Grantham, "Company Directors and Tortious Liability", (1997) C.L.J. 259 at 262.

(20) *supra* n.3 at 154 *per* Waite L.J.

(21) *ibid.* at 152 *per* Hirst L.J.

(22) S. Griffin, "Company Director's Personal Liability in

- Tort", (1999) 115 L.Q.R. 36 at 40; J. Payne, "Negligent Misstatement — A Healthier Decision for Company Directors", (1998) C.L.J. 456 at 458; Borrowdale, "Liability of Directors in Tort — Developments in New Zealand", (1998) J.B.L. 96 at 98.
- (23) Trevor Ivory Ltd v. Anderson [1992] 2 N.Z.L.R. 517, Court of Appeal, Wellington.
- (24) Trevor Ivory 株式会社の取締役の職務上の行為 G. Shapira, "Liability of corporate agents: Williams v. Natural Life Ltd in the House of Lords", (1999) 20 Co. Law. 130; Wishart, "Anthropomorphism Rampant: Rounding Up Executive Directors' Liability" [1993] N.Z.L.J. 175; G. H. L. Fridman, "Personal Tort Liability of Company Directors", (1992) 5 Canterbury L.R. 41.
- (25) Tesco Supermarket Ltd v. Natrass [1971] All E.R. 127; *supra* n.23 at 524 *per* Cooke P., at 530 *per* McGechan J.
- (26) G. Shapira, *supra* n.24 at 133-135; J. Payne, "The Attribution of Tortious Liability between Director and Company", (1998) J.B.L. 153 at 156-160; Meridian Global Funds Management Asia Ltd v. The Securities Commission [1995] 2 A.C. 500 at 505 *per* Lord Hoffmann. 株式会社三五条の解釈について擬制説を確立する G. Shapira, Edwards, "Ultra vires and directors' authority — an E.C.

perspective", (1995) 16 Co. 202.

- (27) *supra* n.4 at 832.
- (28) J. P. Lowry and R. Edmunds, "Negligent misstatement — principle of incorporation — personal liability of company directors: Williams v. Natural Life Health Foods Ltd and Mistlin.", (1998) 77 Can. Bar Rev. 467 at 473-474. ただし最近の事件（後注25）でも、控訴院のEvans判事は、取締役の個人責任は「使用者責任の反対（converse of vicarious liability）」であり、会社の不法行為について例外的に取締役は課せられる責任であるとする理解を示している。
- (29) *supra* n.4 at 835.
- (30) G. Shapira, *supra* n.24 at 136-137; J. Payne, *supra* n.26 at 155; R. Grantham and C. Rickett, "Directors' 'Tortious' Liability: Contract, Tort or Company Law?", (1999) 62 M. L.R. 133 at 135; 「たまたま」有限責任原則の取締役への拡張を主張する G. Shapira, Borrowdale, "Liability of Directors in Tort — Developments in New Zealand", (1998) J.B.L. 96 at 98-102; D. Goddard, "Corporate Personality—Limited Recourse and its Limits", *Corporate Personality in the 20th Century* (Grantham and Rickett eds., 1998) 11 at 45-55. ただし従来の判例でも、取締役の個人責任の問題を有限責任原則と不法行為責任との衡量を必要とするものがある。e.g. White Horse case, *supra* n.15 at 91-92 *per* Nourse J.
- (31) *supra* n.4 at 835 *per* Lord Steyn.

- (32) *supra* n.13 at 475 *per* Lord Buckmaster.
- (33) S. H. Bailey and M. J. Bowman, "Public Authority Negligence Revisited", [2000] C. L. J. 85; J. Stapleton, "Duty of Care: Peripheral Parties and Alternative Opportunities for Deterrence", (1995) 111 L.Q.R. 301 at 313-314.
- (34) *supra* n.23 at 527 *per* Hardie Boys J.
- (35) Donoghue v. Stevenson [1932] A.C. 562.
- (36) Clayton v. Woodman (1962) 2 Q.B. 533; Clay v. Crump [1964] 1 Q.B. 533.
- (37) Fairline Shipping Corporation v. Adamson [1975] Q.B. 180.
- (38) Spring v. Guardian Assurance plc [1995] 2 A.C. 296. (元従業員の再就職先からの問合せに不適切な回答をした元雇用主のネグリジェンス責任を認めた。この結果、故意が必ずや *malicious falsehood* や、一定の免責事由が認められる *in* *defamation* を原告が選択する理由は乏しくなった。)
- (39) White v. Jones [1995] 2 A.C. 207. (ソリシターが依頼された遺言書の変更を怠っている間に依頼主が死亡したため、遺産を相続できなかった第三者に対して、ソリシターのネグリジェンス責任を認めた。)
- (40) *supra* n.17.
- (41) *e.g.* K. Barker, "Unreliable Assumptions in the Modern Law of Negligence", [1993] 109 L.Q.R. 461; B. Hepple, "Negligence: The Search for Coherence", (1997) 50 Current Legal Problems 67 at 88-91; J. Stapleton, *supra* n.33 at 326.
- (42) *supra* n.4 at 834 *per* Lord Steyn.
- (43) *e.g.* White v. Jones, *supra* n.39 at 204-205 *per* Lord Goff. ヤギンスは有名な責任競合論の歴史的展開として、J. M. Kaye, "The Liability of Solicitors in Tort", [1984] 100 L.Q.R. 680 に註した。ただし、著者は責任競合は必ず的がた場やないとする。
- (44) Cheshire, Fifoot & Furmston, *Law of Contract* (13 ed. 1996) at 26-27; *e.g.* Greater Nottingham Co-operative Society Ltd v. Cementation Piling and Foundations Ltd [1989] Q.B. 71.
- (45) G. Fleming, "Tort in a Contractual Matrix", [1995] 33 Osgoode Hall L.J. 661.
- (46) The Contracts (Rights of Third Parties) Act 1999. 六ヶ月間経過期間が二〇〇〇年五月一〇日を終了し、今後は契約当事者の明示ないし黙示の合意によって、第三者に直接契約を強行する権利を与えることができるようになった。「契約の強行」には免責条項の効力の主張も含まれることが明文で確認されている(第一条(6)項)。
- (47) Smith v. Eric S. Bush [1990] 1 A.C. 831 at 864-865 *per* Lord Griffiths.
- (48) Caparo Industries plc v. Dickman [1990] 2 A.C. 605 at 628 *per* Lord Roskill.
- (49) *supra* n.4 at 835 *per* Lord Steyn.

- (95) *ibid.*
- (15) *supra* n.3 at 156 *per* Sir Patrick Russell.
- (92) Kerr 判事は、取締役による個人的便箋の使用などが自己との契約締結（なごし会社との既存契約の更改）の申込になりうるとして、ホスト・ツェッセルの可能性に言及し、ただ、ホスト・ツェッセルは訴訟原因にはならぬこと、および当該事件では被告が申込として信頼したと認められぬことを理由に、その成立を否定している。*supra* n.37 at 189.
- (93) K. Barker, *supra* n.41.
- (94) London Drugs Ltd v. Kuehne & Nagel International Ltd [1992] 3 S.C.R. 299; Edgeworth Construction Ltd v. ND Lea & Associates Ltd [1993] 3 S.C.R. 206.
- (95) Spring v. Guardian Assurance plc [1994] 3 All E.R. 129, *supra* n.38 at 131 *per* Lord Keith.
- (96) J. P. Lowry and R. Edmunds, *supra* n.28 at 476-477. 聖トマス学院の結論は「区長は、聖トマス学院の G. Shapira, *supra* n.24.
- (97) J. Stapleton, "Duty of Care and Economic Loss: A Wider Agenda", (1991) 107 L.Q.R. 249 at 254-256.
- (98) G. Shapira, *supra* n.24 at 138.
- (99) N. Beresford, "Options Currently Available to Small Business", (1999) 149 N.L.J. 1647.
- (99) R. Grantham and C. Rickett, *supra* n.30 at 139.
- (100) M. Whincup, "Inequitable Incorporation — the Abuse of a Privilege", (1981) 2 Co. Law. 158.
- (92) 判例群から析出した注意義務の否定要因を網羅的にリスト化しようとする興味深い論考として、J. Stapleton, "Duty of Care Factors: a Selection from the Judicial Menus", *The Law of Obligations: Essays in Honour of John Fleming* (P. Cane and J. Stapleton eds, 1998).
- (93) J. Payne, *supra* n.22 at 458; R. Grantham and C. Rickett, *supra* n.30 at 135.
- (94) [1999] P.N.L.R. 44 (Q.B.)
- (95) Stand and Chartered Bank v. Pakistan National Shipping Corporation (No2) [2000] 1 Lloyd's Rep 218.
- (96) ADGA Systems International Ltd. v. Valcom Ltd. [1999] O.J. No. 27 (Ontario C.A.) 註釈として、C. Feasby, "Corporate Agents' Liability in Tort: A Comment on ADGA Systems International Ltd. v. Valcom Ltd.", (1999) 32 Can. B.L.J. 291.
- (97) Phelps v. Hillington London Borough Council [1999] 2 W.L.R. 500 (C.A.).
- (98) Anns v. Merton London Borough Council [1978] A.C. 228.
- (99) Murphy v. Brentwood District Council [1991] 1 A.C. 398.
- (99) R. Mullender, "Negligent misstatement, company directors and the House of Lords", (1999) 20 Co. Law. 121

は、貴族院は、近年、ネグリジエンス法が他の法領域を浸食することは望ましくないと強調しており、Williams 事件もその文脈で理解できるとする。

(71) *e.g.* Bruxelles Lambert SA v. Eagle Star Insurance Co Ltd [1997] A.C. 191; Platform Home Loans Ltd v. Oyston Shipways Ltd [1999] 2 W.L.R. 518.

(72) White v. Jones, *supra* n.39; Carr-Glynn v. Frearsons [1998] 4 All E.R. 225.